

守谷市立けやき台中学校 いじめ防止基本方針

守谷市立けやき台中学校

1 いじめ・いじめ重大事態の定義

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号・第2号）

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（生命心身財産重大事態）
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（不登校重大事態）

2 いじめに対する基本事項（基本認識）

- いじめは、どの学校・どの生徒にも起こり得るものであり、学校全体でいじめを「しない」「させない」「見過ごさない」という風土を整える。
- いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめの未然防止及びいじめ対応は、学校・家庭・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たしながら一体となって取り組むべきものである。

3 けやき台中学校いじめ対策本部（いじめ防止対策推進法第22条に対応）

けやき台中学校いじめ対策本部

《構成員》

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援教育 Co、守谷市総合教育支援センター相談員等、SC、SSW

※ その他校長の判断により、法律、人権、心理、児童福祉、社会福祉、少年犯罪、発達障害等に関する専門的知識を有する者を参加させることができる。

《取組内容》

1 平時からの備え

- ① 教科の指導と生徒指導の一体化
- ② 発達支持的生徒指導の推進
 - ・人権意識、市民性の向上
- ③ 課題未然防止教育の推進
 - ・守谷市いじめ防止プログラム等
- ④ いじめ防止対策会議の開催（月1回）
- ⑤ いじめに係る研修の実施

2 いじめ発見・認知時

- ① 事実確認
- ② 情報収集（調査）
- ③ 情報共有及び情報提供
 - ・教育委員会、保護者、警察等
- ④ 対応及び方針の検討
- ⑤ 記録の整理と保管
- ⑥ その他、必要と認める事項

《組織活性化に向けた取組》

- ・国、県からの発達及び各種ガイドライン等の確認と職員への周知
- ・生徒指導部会（月2回開催）における協議事項等の共通理解

4 いじめの未然防止に向けた取組

(1) 発達支持的生徒指導としての取組

- ① 教科の指導と生徒指導の一体化を図る。
 - ・生徒指導の実践上の4つの視点（自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成）を学びの中に盛り込む。
- ② 全ての生徒を対象に、教科の指導、学校行事、体験活動等をとおして人権意識や市民性を育む。

(2) 課題未然防止教育としての取組

- ① 「守谷市いじめ防止プログラム」の推進（情報モラル教育を含む）
 - ・道徳や特別活動等をとおして、いじめを「しない」「させない」「見過ごさない」という心情と態度を身に付ける。
- ② 生徒会活動の充実
 - ・生徒による自治的活動をとおして「自分たちの学校を自分たちの手でよりよくする」という意識を高めるとともに、生徒が活躍する場面や役割を設定し、自己有用感を高める。

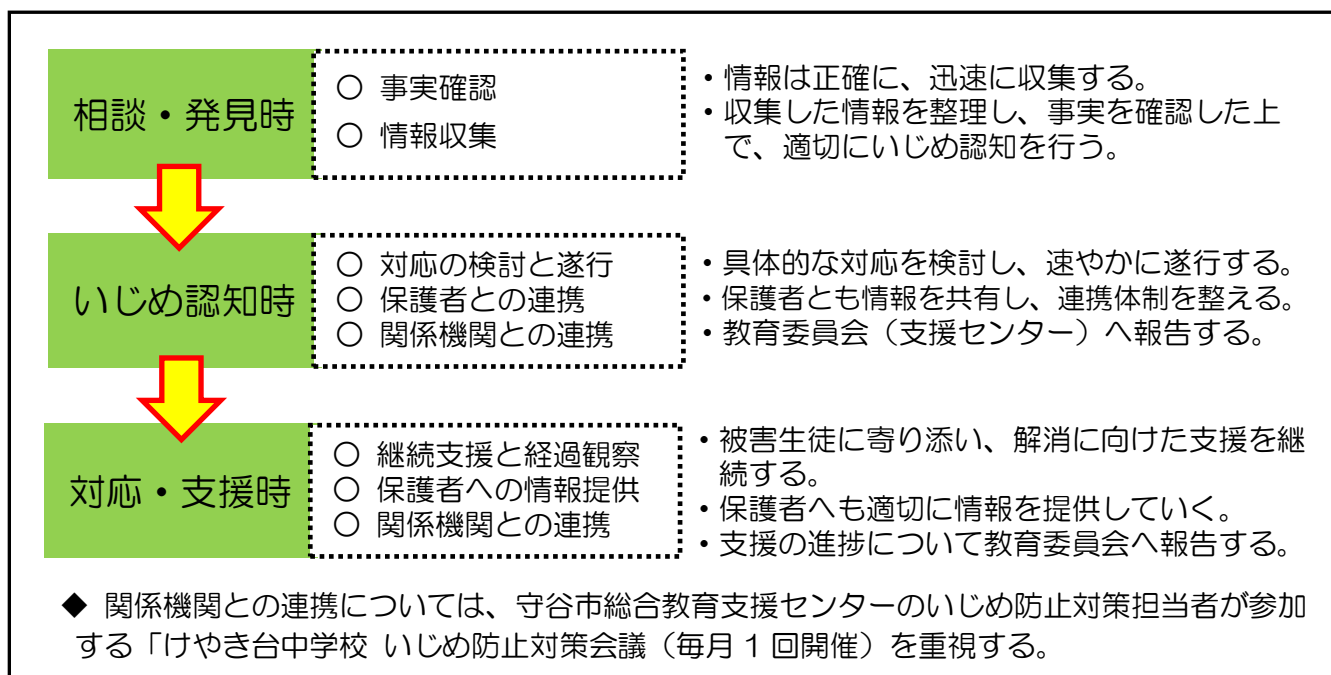
5 いじめの早期発見・早期対応に向けた取組

(1) 早期発見としての取組

- ① いじめの兆候の察知
 - ・生徒の表情、学校生活における様子や雰囲気から生徒の違和感に気付く。
- ② 定期的（毎月1回）なアンケート調査の実施
- ③ 教育相談（面談）の実施
 - ・表情や様子からいじめの兆候が感じられた生徒、アンケートに不安や悩みを記載した生徒に対しては速やかに教育相談（面談）を行い、生徒の気持ちや考えを把握する。
- ④ 報告・連絡・相談・確認の徹底
 - ・知り得た情報は「報告・連絡・相談・確認」を徹底し、管理職とも共有する。

(2) 早期対応としての取組

法で定義するいじめ（疑いも含む）事案が発生した可能性がある場合は、本校いじめ対策本部の組織力を生かして以下に示すとおりに対応する。



6 重大事態への対応

いじめ防止対策推進法第28条に基づき、いじめにより生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、さらに生徒や保護者から重大事態との申し出があった場合は、以下のように対処する。

1 重大事態が発生した旨を守谷市教育委員会へ速やかに報告する。

※ 対策本部として把握している情報を整理して報告する。

2 当該重大事態に係る調査を行う。(調査中の学校の対応を含む)

(1) 調査の目的

◆ いじめに係る事実関係の整理 ◆ 再発防止策の明確化

(2) 調査主体ごとの学校の役割

① 調査主体が学校の場合

- ・ 整理した情報の再確認
- ・ 必要に応じた追加調査等の実施
- ・ 対象生徒側(被害側)及び関係生徒側(加害側)への情報提供と事実の共有化

② 調査主体が設置者(教育委員会)の場合

- ・ 調査主体への情報(学校が知り得た当該いじめ事案に係る情報)の提供

(3) 重大事態調査中における学校の対応

① 対象生徒の見守りや心のケア

② 関係生徒への指導及び支援(対象生徒への謝罪の気持ちを醸成させる)

※ ①、②ともに保護者との連携を大切にする。

3 再発防止に向けた取組を行う。

※ 調査をとおして明らかになった事実を踏まえ、いじめの未然防止に努める。

7 いじめ対応に係るその他の留意事項等

(1) 情報モラル教育の充実

GIGA スクール構想により1人1台端末の利用が可能になった。今後ますます授業におけるICT機器の活用が進むと考えられる。活用の加速にともないインターネット(LINEやSNS等)上でのいじめ(誹謗・中傷等)は社会問題にも発展しており、対策・防止が急務である。以下はその具体である。

① 生徒指導提要 第11章「インターネット・携帯電話に関わる問題」の再確認

② 本校「生徒指導・不登校支援・いじめ防止 年間計画」における取組

- ・ iPadの使い方(ルールやマナー、SOSの出し方等)
- ・ 情報モラル、情報リテラシーについて
- ・ スマホ安全教育 等

③ 長期休業前にICT機器利用に関する資料やリーフレットを配付し、意識啓発を図る。

- ・ 「家庭で話し合おう!PC・スマホ・タブレット・オンラインゲーム機」等
- ・ 関連文書:【文科省 事務連絡(R8.3.3)「SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた情報モラル教育の動画教材等について」 等

(2) 人権に係る配慮事項

「2 いじめに対する基本事項（基本認識）」で述べたとおり、いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。特に、下記に示す事項について人権意識を高めていく。

- ・障がいを理由とする偏見や差別をなくしていく
- ・海外から帰国した生徒や外国籍の生徒の人権を尊重する
- ・性自認を理由とする偏見や差別をなくしていく
- ・東日本大震災に起因する偏見や差別をなくしていく
- ・感染症に起因する偏見や差別をなくしていく

8 各種相談窓口

○ 守谷市総合教育支援センター

- ・フリーダイヤル 0120-78-3018（固定電話のみ通話可能）
- ・TEL 0297-46-2341 / 0297-45-2655

○ 茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター（県南地区）

- ・TEL 029-823-6770
- ・Eメール kennanijimekaisho@edu.pref.ibaraki.jp

○ 子どもホットライン（茨城県教育委員会）

- ・TEL 029-221-8181
- ・Eメール kodomo@edu.pref.ibaraki.jp

○ 子ども教育相談（茨城県教育研修センター）

- ・TEL 0296-71-3870
- ・Eメール 7830@center.ibk.ed.jp

9 生徒指導・不登校支援・いじめ防止 年間計画

生徒指導・不登校支援・いじめ防止 年間計画

月	主な行事	守谷市小中一貫教育生活目標	内 容	常時活動
4月	始業式 入学式 全国学力学習状況調査(3年) 家庭確認 交通安全教室(1年)	正しい生活習慣を身に付けよう。	<ul style="list-style-type: none"> ・全体計画ならびに年間計画について ・配慮を要する生徒についての研修会 ・生活の手引きと生活指導1日の流れについて ・生徒指導マニュアルについて ・年度初めの予定 ・校内巡視と生徒指導記録簿について ・いじめ防止基本方針について ・いじめ対策プログラムに関する授業の実施 ・iPadの使い方についての生徒への指導(ルールやマナー、SOSの出し方等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校報告といじめ報告 ・いじめ対策会議の実施(毎月) ・生徒指導部会の実施(隔週) ・今月の生活目標について ・校内研修(必要に応じて) ・学校生活アンケート(毎月) ・スクールカウンセラー来校 ・SSW来校 ・こもれびの活用 ・教育相談 ・あいさつ運動 ・QUテストの実施
5月	生徒総会 修学旅行(3年) 小中合同引渡訓練	集団で行動する時のきまりを守ろう。	<ul style="list-style-type: none"> ・衣替えについて ・大型連休の生活について ・大型連休生活の手引き(生徒用)配付 ・大型連休中の生活について(保護者用)配付 ・情報モラル、情報リテラシーについての指導(技術の授業) 	
6月	総体杜行会 市総体 前期中間テスト 小中合同あいさつ運動	落ち着いた態度で生活しよう。	<ul style="list-style-type: none"> ・衣替えについて ・市内総体について(引退・代替わり) ・いじめ対策プログラムに関する授業の実施 	
7月	県南総体 県総体 三者面談	けじめのある行動をしよう。	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休みの生活について ・夏季休業中の生活について(保護者用)配付 ・夏休みの生活について(生徒用)配付 ・地域巡視 ・スマホ安全教室 	
8月	職場体験(2年) 関東大会 全国大会 平和教育(3年)	家庭での生活を充実させよう。	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校報告といじめ報告 ・地域巡視 	
9月	新人大会杜行会 市新人大会 前期期末テスト 避難訓練(火災)	前期の生活を振り返ろう。	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み中の生徒指導についての確認 ・衣替えについて ・いじめ対策プログラムに関する授業の実施 	
10月	体育祭 県南新人大会 前期終業式 後期始業式 県新人大会 けや輝祭	自分のよいところを見付け、伸ばしていこう。	<ul style="list-style-type: none"> ・体育祭について ・衣替えについて 	
11月	学力診断テスト(3年) 三者面談 小中合同あいさつ運動 避難訓練(不審者)	思いやりや感謝の気持ちをもとう。	<ul style="list-style-type: none"> ・文化祭について ・衣替えについて ・次年度に向けた生徒指導についての検討 ・いじめ対策プログラムに関する授業の実施 	
12月	後期中間テスト(1・2年) 小学生部活動体験 生徒会役員選挙 後期期末テスト(3年)	なりたい自分を見つけよう。	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度に向けた生徒指導についての検討 ・冬休みの生活について ・冬季休業中の生活について(保護者用)配付 ・冬休みの生活について(生徒用)配付 	
1月	学力診断テスト(1・2年)	礼儀正しい生活をしよう。	<ul style="list-style-type: none"> ・冬休み中の生徒指導についての確認 ・次年度に向けた生徒指導についての検討 	
2月	新入生説明会 学年末授業参観 懇談会 スキー学習(1年) 後期期末テスト(1・2年) 薬物乱用防止講演会(2年)	感謝の気持ちをもとう。	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度に向けた生徒指導についての検討 	
3月	3年生を送る会 卒業式 修了式	一年間のまとめをしよう。	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業式について ・次年度に向けた生徒指導についての検討 ・年間の生徒指導の振り返り 	